

武蔵野市手数料徴収条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年2月24日

提出者 武蔵野市長 松下玲子

武蔵野市手数料徴収条例の一部を改正する条例

武蔵野市手数料徴収条例（平成12年3月武蔵野市条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正前の欄又は改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前			
別表（第2条関係）			
番号	事務	名称	金額
1 から93まで （略）			
94	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料	次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定による申出があった場合においては、一の建築物について48の2の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに33の2の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について48の7の項又は48の8の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額）。この場合において、共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建て住宅（人の居住以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。）以外の住宅をいう。以下この項及び95の項において同じ。）の一の建築物の申請のときの手数料の額は住戸の部分（人の居住の用途に供する部分に限る。以下この項及び95の

改正後

説明

別表（第2条関係）

番号	事務	名称	金額
1 から93まで （略）			
94	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料	次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定による申出があった場合においては、一の建築物について48の2の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに33の2の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について48の7の項又は48の8の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額）。この場合において、共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建て住宅（人の居住以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。）以外の住宅をいう。以下この項及び95の項において同じ。）の一の建築物の申請のときの手数料の額は住戸の部分（人の居住の用途に供する部分に限る。以下この項及び95の

項において同じ。)の額(共用廊下等の部分(住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他共用部分をいう。以下この項及び95の項において同じ。))及び非住宅の部分(住戸の部分、共用廊下等の部分以外の部分をいう。以下この項及び95の項において同じ。))が存在するときはこれらの額を加算した額。ただし、共用廊下等の部分を除くときは、当該部分の額は加算しない。)とし、共同住宅等の住戸ごとの申請と一の建築物の申請とを同時にするときの手数料の額は一の建築物の申請のときにより算出した額とする。

(ii) 申請に併せて市長が指定する者(95の項において「適合性確認機関」という。)が作成した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合

ア (略)

イ 共同住宅等

(ア) (略)

(イ) 一の建築物の
申請の場合

A (略)

B 共用廊下等
の部分

(A) (略)

項において同じ。)の額(共用廊下等の部分(住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他共用部分をいう。以下この項及び95の項において同じ。))及び非住宅の部分(住戸の部分、共用廊下等の部分以外の部分をいう。以下この項及び95の項において同じ。))が存在するときはこれらの額を加算した額。ただし、共用廊下等の部分を除くときは、当該部分の額は加算しない。)とし、共同住宅等の住戸ごとの申請と一の建築物の申請とを同時にするときの手数料の額は一の建築物の申請のときにより算出した額とする。

(II) 申請に併せて市長が指定する者(95の項において「適合性確認機関」という。)が作成した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合

ア (略)

イ 共同住宅等

(ア) (略)

(イ) 一の建築物の
申請の場合

A (略)

B 共用廊下等
の部分

(A) (略)

(B) 当該部分	1 件	16,000円
の床面積の	につ	
合計が300	き	
平方メー		
ルを超え		

(B)の追加

(B) 当該部分 の床面積の 合計が <u>300</u> <u>平方メー</u> <u>トル</u> を超え 2,000 平方 メートル以 内のもの	1 件 につ き	26,000円
--	----------------	---------

(C)から(F)まで
C 非住宅の部
分
(A) (略)

(B) 当該部分 の床面積の 合計が <u>300</u> <u>平方メー</u> <u>トル</u> を超え 2,000 平方 メートル以 内のもの	1 件 につ き	26,000円
--	----------------	---------

(C)から(F)まで

		<p>1,000平方メートル以内のもの</p> <p>(C) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの</p> <p>(D)から(C)まで</p> <p>C 非住宅の部分</p> <p>(A) (略)</p> <p>(B) 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの</p> <p>(C) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの</p> <p>(D)から(C)まで</p>	<p>1 件</p> <p>につ</p> <p>き</p> <p>1 件</p> <p>につ</p> <p>き</p> <p>1 件</p> <p>につ</p> <p>き</p>	<p>26,000円</p> <p>16,000円</p> <p>26,000円</p>	<p>(B)の繰下げ</p> <p>字句の改正</p> <p>(C)から(F)までの繰下げ</p> <p>(B)の追加</p> <p>(B)の繰下げ</p> <p>字句の改正</p> <p>(C)から(F)までの</p>
--	--	--	---	--	--

	ウ ア及びイ以外の 建築物 (ア) (略)		
	(イ) 建築物の延べ 面積が <u>300平方</u> <u>メートル</u> を超え 2,000平方メー トル以内のもの	1 件 につ き	26,000円
	(ウ)から(カ)まで (2) (1)以外の場合 ア (略) イ 共同住宅等 (ア) (略) (イ) 一の建築物の 申請の場合 A (略) B 共用廊下等 の部分 (A) (略)		
	(B) 当該部分	1 件	180,000円

		<p>ウ ア及びイ以外の建築物</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの</p> <p>(ロ) 建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの</p> <p>(ハ)から(ニ)まで</p> <p>(2) (1)以外の場合</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 共同住宅等</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 一の建築物の申請の場合</p> <p>A (略)</p> <p>B 共用廊下等の部分</p> <p>(A) (略)</p> <p>(B) 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの</p> <p>(C) 当該部分</p>	<p>1 件</p> <p>16,000円</p> <p>につ</p> <p>き</p> <p>1 件</p> <p>26,000円</p> <p>につ</p> <p>き</p> <p>1 件</p> <p>138,000円</p> <p>につ</p> <p>き</p> <p>1 件</p> <p>180,000円</p>	<p>線下げ</p> <p>(イ)の追加</p> <p>(イ)の線下げ 字句の改正</p> <p>(ウ)から(ロ)までの 線下げ</p> <p>(B)の追加</p> <p>(B)の線下げ</p>
--	--	--	--	---

の床面積の
合計が 300
平方メー
トルを 超 え
2,000 平方
メートル以
内のもの

につ
き

(C)から (F)まで
C 非住宅の部
分
(A) (略)

(B) 当該部分
の床面積の
合計が 300
平方メー
トルを 超 え
2,000 平方
メートル以
内のもの

1 件
につ
き

384,000円

(C)から (F)まで
ウ ア及びイ以外の
建築物
(ア) (略)

			<p>(イ) 建築物の延べ面積が<u>300平方メートル</u>を超え、<u>2,000平方メートル</u>以内のもの</p> <p>(ウ)から(カ)まで</p>	1 件 につ き	384,000円
95	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画の変更申請手数料	次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について48の3の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに33の2の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について48の7の項又は48の8の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額）。この場合において、共同住宅等の一の建築物の申請のときの手数料の額は住戸の部分の額（共用廊下等の部分及び非住宅の部分が存在するときはこれらの額を加算した額。ただし、共用廊下等の部分を除くときは、当該部分の額は加算しない。）とし、共同住宅等の住戸ごとの申請と一の建築物の申請とを同時にするときの手数料の額は一の建築物の申請		

			面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの (ウ) 建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの (エ)から(オ)まで	につ き につ き	1 件 384,000円	(ウ)の繰下げ 字句の改正
95	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画の変更認定申請手数料	次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について48の3の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに33の2の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について48の7の項又は48の8の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額）。この場合において、共同住宅等の一の建築物の申請のときの手数料の額は住戸の部分の額（共用廊下等の部分及び非住宅の部分が存在するときはこれらの額を加算した額。ただし、共用廊下等の部分を除くときは、当該部分の額は加算しない。）とし、共同住宅等の住戸ごとの申請と一の建築物の申請とを同時にするときの手数料の額は一の建築物の申請			(ウ)から(オ)までの繰下げ

のときにより算出した額とする。

(i) 申請に併せて適合性確認機関が作成した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合

ア (略)

イ 共同住宅等

(イ) (略)

(イ) 一の建築物の
申請の場合

A (略)

B 共用廊下等
の部分

(A) (略)

(B) 当該部分 の床面積の 合計が <u>300</u> 平方メート ルを超え 2,000平方 メートル以 内のもの	1 件 につ き	18,000円
--	----------------	---------

(C)から(F)まで

C 非住宅の部

のときにより算出した額とする。

(1) 申請に併せて適合性確認機関が作成した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合

ア (略)

イ 共同住宅等

ア (略)

(1) 一の建築物の申請の場合

A (略)

B 共用廊下等の部分

(A) (略)

(B) 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの

1 件
につ
き

11,000円

(B)の追加

(C) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの

1 件
につ
き

18,000円

(B)の繰下げ

字句の改正

(D)から(F)まで

C 非住宅の部

(C)から(F)までの繰下げ

分
(A) (略)

(B) 当該部分 1 件 18,000円
の床面積の につ
合計が 300 き
平方メー
トル を 超 え
2,000 平方
メートル以
内のもの

(C)から(F)まで
ウ ア及びイ以外の
建築物
(7) (略)

(I) 建築物の延べ 1 件 18,000円
面積が 300平方 につ
メートル を 超 え き
2,000 平方メー
トル以内のもの

㉔から㉕まで
(2) (1)以外の場合
ア (略)
イ 共同住宅等
㉖ (略)
㉗ 一の建築物の
申請の場合
A (略)
B 共用廊下等
の部分
㉘ (略)

㉙ 当該部分 1 件 96,000円
の床面積の につ
合計が 300 き
平方メート
ルを超え
2,000 平方
メートル以
内のもの

㉚から㉛まで
C 非住宅の部
分
㉜ (略)

			<p>(B) 当該部分 の床面積の 合計が<u>300</u> <u>平方メート</u> <u>ル</u>を超え 2,000平方 メートル以 内のもの</p> <p>(C)から(F)まで ウ ア及びイ以外の 建築物 ㊦ (略)</p>	1 件 につ き	198,000円
			<p>(I) 建築物の延べ 面積が<u>300平方</u> <u>メートル</u>を超え 2,000平方メー トル以内のもの</p> <p>(G)から(H)まで</p>	1 件 につ き	198,000円
96から98まで (略)					
99	建築物 のエネ	建築 物工	次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次 に掲げる額。この場合において、建築物		

			合計が300 平方メート ルを超え 1,000平方 メートル以 内のもの	き				
			(C) 当該部分 の床面積の 合計が 1,000平方 メートルを 超え2,000 平方メート ル以内のも の	1 件 につ き	198,000円	(B)の繰下げ		
			(D)から(C)まで ウ ア及びイ以外の 建築物			字句の改正		
			(7) (略)				(C)から(F)までの 繰下げ	
			(I) 建築物の延べ 面積が300平方 メートルを超え 1,000平方メー トル以内のもの	1 件 につ き	154,000円	(I)の追加		
			(II) 建築物の延べ 面積が1,000平 方メートルを超 え2,000平方メ ートル以内のも の	1 件 につ き	198,000円	(II)の繰下げ 字句の改正		
			(E)から(H)まで				(E)から(H)までの 繰下げ	
96から98まで (略)								
99	建築物 の工ネ	建築 物工	次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次 に掲げる額。この場合において、建築物					

ルギー
消費性
能の向
上に関
する法
律（平
成27年
法律第
53号）
第12条
第1項
又は第
13条第
2項の
規定に
基づく
建築物
エネル
ギー消
費性能
適合性
判定

ネル
ギー
消費
性能
適合
性判
定手
数料

のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第4条第1項に規定する内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が20分の1以上であるものに該当する部分を有するときの手数料の額は当該部分を含む非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。）（複合建築物（住宅部分（同項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。）と非住宅部分とを含む建築物をいう。）の共用部分について、居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計が、居住者のみが利用する部分の床面積の合計より大きくなる場合にあつては、当該共用部分は、非住宅部分として取り扱う。以下この項、100の項及び104の項において同じ。）の床面積の合計により算定した額とし、特定建築行為（同項に規定する特定建築行為をいう。以下同じ。）に該当する増築又は改築（同法附則第3条第1項の規定が適用される特定増改築を除く。以下同じ。）を行うときの手数料の額は当該増築又は改築に係る部分の床面積に応じて算出した額とし、同法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画に同条第3項各号に掲げる事項が記載されているときの他の建築物（同項に規定する他の建築物をいう。以下100の項から102の項までにおいて同じ。）について、当該建築物エネルギー消費性能向

ルギー
消費性
能の向
上に関
する法
律（平
成27年
法律第
53号）
第12条
第1項
又は第
13条第
2項の
規定に
基づく
建築物
エネルギー消費性能
適合性
判定

エネルギー消費性能適合性判定手数料

のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第4条第1項に規定する内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が20分の1以上であるものに該当する部分を有するときの手数料の額は当該部分を含む非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。）（複合建築物（住宅部分（同項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。）と非住宅部分とを含む建築物をいう。）の共用部分について、居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計が、居住者のみが利用する部分の床面積の合計より大きくなる場合にあつては、当該共用部分は、非住宅部分として取り扱う。以下この項、100の項及び104の項において同じ。）の床面積の合計により算定した額とし、特定建築行為（同項に規定する特定建築行為をいう。以下同じ。）に該当する増築又は改築（同法附則第3条第1項の規定が適用される特定増改築を除く。以下同じ。）を行うときの手数料の額は当該増築又は改築に係る部分の床面積に応じて算出した額とし、同法第34条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画に同条第3項各号に掲げる事項が記載されているときの他の建築物（同項に規定する他の建築物をいう。以下100の項から102の項までにおいて同じ。）について、当該建築物エネルギー消費性能向

字句の改正

上計画の認定及び当該他の建築物における同法第12条第1項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行うときの手数料の額は(1)の規定により算出した額とする。

(1) 建築物の非住宅部分の用途が工場等（工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。以下同じ。）のみの場合

ア 当該部分の床面 1件 27,100円
積の合計が300平方メートル以上
2,000平方メートル未満のもの

イからオまで

(2) 建築物の非住宅部分の用途が(1)以外の場合

ア モデル建物法（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項及び103の項において「省令」という。）第1条第1項第1号イに規定する一次エネルギー消費量（以下この項及び103の項において「一次エネルギー消費量」という。）の算出に用いるべき標準的な建築物及び省令第10条第1号イ(1)

上計画の認定及び当該他の建築物における同法第12条第1項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行うときの手数料の額は(1)の規定により算出した額とする。

(1) 建築物の非住宅部分の用途が工場等

(工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。以下同じ。) のみの場合

ア 当該部分の床面 1 件 16,700円

積の合計が300平 につ

方メートル以上 き

1,000平方メート

ル未満のもの

イ 当該部分の床面 1 件 27,100円

積の合計が1,000 につ

平方メートル以上 き

2,000平方メート

ル未満のもの

ウからカまで

(2) 建築物の非住宅部分の用途が(1)以外の場合

ア モデル建物法（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項から104の項までにおいて「省令」という。）第1条第1項第1号口に規定する基準による評価の方法をいう。100の項、103の項及び104の項において同じ。）による場合

アの追加

アの繰下げ
字句の改正

イからオまでの
繰下げ

字句の改正
字句の改正

字句の改正

に規定する屋内周囲空間の年間熱負荷（以下この項において「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。）の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が定める建築物を用いて評価する方法をいう。100の項から102の項まで及び104の項において同じ。）
による場合

(7) 当該部分の床 1件 145,700円
面積の合計が につ
300平方メートル き
ル以上2,000平
方メートル未
満のもの

(イ)から(ロ)まで

イ 標準入力法等（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量及び屋内周囲空間の年間熱負荷を用いて評価する方法をいう。100の項から102の項まで及び104の項において同じ。）による場合

(7) 当該部分の床 1件 110,700円

面積の合計が につ
300平方メー き
ル以上1,000平
方メートル未満
のもの

(7)の追加

(1) 当該部分の床 1件 145,700円

面積の合計が につ
1,000平方メー き
トル以上2,000
平方メートル未
満のもの

(7)の繰下げ

字句の改正

(2)から(4)まで

イ 標準入力法等（省令第1条第1項
第1号イに規定する基準による評価
の方法をいう。100の項、103の項及
び104の項において同じ。）及び省
令第1条第1項第1号ただし書に規
定する国土交通大臣がエネルギー消
費性能を適切に評価できる方法と認
める方法による場合

(1)から(4)までの
繰下げ。字句の
改正

字句の改正

字句の追加

(7) 当該部分の床 1件 284,400円

面積の合計が につ
300平方メー き
ル以上1,000平
方メートル未満

(7)の追加

			<p>⑦ 当該部分の 1 件 367,100円 床面積の合計 につ が<u>300平方メー</u> き <u>トル以上2,000</u> 平方メートル 未満のもの ①から④まで</p>
100	建築物 のエネルギー 消費性能の向 上に関する法 律第12 条第2 項又は 第13条 第3項 の規定 に基づ く建築 物エネ ルギー 消費性 能確保 計画の 変更に 係る建 築物エ ネルギー 消費性 能適	建築 物エ ネル ギー 消費 性能 確保 計画 の変 更に 係る 建築 物エ ネル ギー 消費 性能 適合 性判 定手 数料	<p>次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次 に掲げる額。この場合において、建築物 のエネルギー消費性能の向上に関する法 律施行令第4条第1項に規定する内部に 間仕切壁又は戸を有しない階又はその一 部であって、その床面積に対する常時外 気に開放された開口部の面積の合計の割 合が20分の1以上であるものに該当する 部分を有するときの手数料の額は当該部 分を含む非住宅部分の床面積の合計によ り算定した額とし、特定建築行為に該当 する増築又は改築を行うときの手数料の 額は当該増築又は改築に係る部分の床面 積に応じて算出した額とし、建築物のエ ネルギー消費性能の向上に関する法律第 29条第1項に規定する建築物エネルギー 消費性能向上計画に同条第3項各号に掲 げる事項が記載されているときの当該建 築物エネルギー消費性能向上計画の変更 に係る他の建築物について、同法第12条 第1項に規定する建築物エネルギー消費 性能確保計画の変更に係る当該建築物エ ネルギー消費性能向上計画の認定及び当 該他の建築物における同項の建築物エネ ルギー消費性能適合性判定を同様の評価 の方法により行うときの手数料の額は(1)</p>

			<p style="text-align: center;"><u>のもの</u></p> <p>(イ) 当該部分の床 1 件 367,100円 面積の合計が につ <u>1,000平方メー</u> き <u>トル</u>以上2,000 平方メートル未 満のもの (ウ)から(カ)まで</p>	<p>(ア)の繰下げ</p> <p>字句の改正</p> <p>(イ)から(カ)までの 繰下げ</p>
100	建築物 のエネルギー 消費性能の向 上に関する法 律第12 条第2 項又は 第13条 第3項 の規定 に基づく建 築物エネ ルギー 消費性能 確保計 画の変 更に 係る建 築物エ ネルギー 消費性能 向上計 画の認 定及び 当該他 の建物 におけ る同項 の建物 エネ ルギー 消費性能 適合性 判定を 行うと きの手 数料の 額は(1)	建築 物エ ネル ギー 消費 性能 確保 計画 の変 更に 係る 建築 物エ ネル ギー 消費 性能 適合 性判 定手 数料	<p>次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次 に掲げる額。この場合において、建築物 のエネルギー消費性能の向上に関する法 律施行令第4条第1項に規定する内部に 間仕切壁又は戸を有しない階又はその一 部であって、その床面積に対する常時外 気に開放された開口部の面積の合計の割 合が20分の1以上であるものに該当する 部分を有するときの手数料の額は当該部 分を含む非住宅部分の床面積の合計によ り算定した額とし、特定建築行為に該当 する増築又は改築を行うときの手数料の 額は当該増築又は改築に係る部分の床面 積に応じて算出した額とし、建築物のエ ネルギー消費性能の向上に関する法律第 <u>34条第1項</u>に規定する建築物エネルギー 消費性能向上計画に同条第3項各号に掲 げる事項が記載されているときの当該建 築物エネルギー消費性能向上計画の変更 に係る他の建築物について、同法第12条 第1項に規定する建築物エネルギー消費 性能確保計画の変更に係る当該建築物エ ネルギー消費性能向上計画の認定及び当 該他の建築物における同項の建築物エネ ルギー消費性能適合性判定を同様の評価 の方法により行うときの手数料の額は(1)</p>	<p>字句の改正</p>

合性判
定

の規定により算出した額とする。

(1) 建築物の非住宅部分の用途が工場等
のみの場合

ア 当該部分の床面 1件 19,100円

積の合計が300平につ

方メートル以上き

2,000平方メート

ル未満のもの

イからオまで

(2) 建築物の非住宅部分の用途が(1)以外
の場合

ア モデル建物法による場合

イ 当該部分の床 1件 102,100円

面積の合計がにつ

300平方メートき

ル以上2,000平

方メートル未満

のもの

イから团まで

イ 標準入力法等による場合

合性判
定

の規定により算出した額とする。

(1) 建築物の非住宅部分の用途が工場等
のみの場合

ア 当該部分の床面 1 件 11,800円

積の合計が300平 につ

方メートル以上 き

1,000平方メート

ル未満のもの

イ 当該部分の床面 1 件 19,100円

積の合計が1,000 につ

平方メートル以上 き

2,000平方メート

ル未満のもの

ウからカまで

(2) 建築物の非住宅部分の用途が(1)以外
の場合

ア モデル建物法による場合

(7) 当該部分の床 1 件 77,600円

面積の合計が につ

300平方メート き

ル以上1,000平

方メートル未満

のもの

(1) 当該部分の床 1 件 102,100円

面積の合計が につ

1,000平方メー き

トル以上2,000

平方メートル未

満のもの

(1)から(1)まで

イ 標準入力法等及び省令第1条第1
項第1号ただし書に規定する国土交
通大臣がエネルギー消費性能を適切
に評価できる方法と認める方法によ

アの追加

アの繰下げ
字句の改正

イからオまでの
繰下げ

(7)の追加

(7)の繰下げ

字句の改正

(1)から(1)までの
繰下げ。字句の
追加

			<p>(7) 当該部分の床 1 件 257,100円 面積の合計が につ 300平方メートル 以上 2,000平 方メートル未満 のもの (1)から(4)まで</p>
101	建築物 のエネルギー 消費性能の向 上に関する法 律第30 条第1 項の規 定に基 づく建 築物エ ネルギー 消費性能向 上計画の認定 の申請 に対す	建築 物エ ネル ギー 消費 性能 向上 計画 の認 定申 請手 数料	次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第2項の規定による申出があった場合においては、一の建築物について48の2の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに33の2の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について48の7の項又は48の8の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額）。この場合において、一の建築物の申請のときの手数料の額は住宅部分及び非住宅部分が存在するときはこれらの額を合算した額とし、同一の建築物において住戸ごとの申請と一の建築物の申請とを同時にするときの手数料の額は一の建築物の申請のときにより算出した

			<p>る場合</p> <p>(7) 当該部分の床 1 件 199,200円 面積の合計が につ 300平方メー ト き ル以上1,000平 方メートル未満 のもの</p> <p>(1) 当該部分の床 1 件 257,100円 面積の合計が につ 1,000平方メー き トル以上2,000 平方メートル未 満のもの</p> <p>(2)から(4)まで</p>	<p>(7)の追加</p> <p>(1)の繰下げ</p> <p>字句の改正</p> <p>(1)から(4)までの 繰下げ</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p>
101	建築物 のエネルギー 消費性能の向 上に関する法 律第35 条第1 項の規 定に基 づく建 築物エ ネルギー 消費性能向 上計画の認定 の申請に 対す	建築 物エ ネル ギー 消費 性能 向上 計画 の認 定申 請手 数料	<p>次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次 に掲げる額（申請に併せて建築物のエネ ルギー消費性能の向上に関する法律第35 条第2項の規定による申出があった場合 においては、一の建築物について48の2 の項に掲げる額（申請に係る計画に特定 建築基準適合審査をする部分が含まれる 場合においては当該部分ごとに33の2の 項に掲げる額の手数料を、建築基準法第 87条の4に規定する昇降機に係る部分が 含まれる場合においては当該昇降機1基 について48の7の項又は48の8の項に掲 げる額の手数料を加えた額）の手数料を 加えた額）。この場合において、一の建 築物の申請のときの手数料の額は住宅部 分及び非住宅部分が存在するときはこれ らの額を合算した額とし、同一の建築物 において住戸ごとの申請と一の建築物の 申請とを同時にするときの手数料の額は 一の建築物の申請のときにより算出した</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p>

る 審 査

額とし、住宅部分及び非住宅部分を有する建築物の非住宅部分のみを申請するときの手数料の額は当該非住宅部分の床面積の合計を一の建築物の申請の場合における非住宅部分の床面積の合計とみなして算出した額とし、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画に同条第3項各号に掲げる事項が記載されているときの手数料の額は申請建築物（同項に規定する申請建築物をいう。）の部分に係る額及び他の建築物の部分に係る額を合算した額とし、共同住宅の一の建築物の申請のときの手数料の額は住戸部分の額に共用部分の額を加算した額（ただし、共用部分が存在しないとき又は共用部分を除くときは、当該共用部分の額は加算しない。）とする。

(II) 申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として市長が定めるものが提出された場合

ア （略）

イ ア以外の建築物

(ア) （略）

(イ) 一の建築物の申請の場合

A （略）

B 非住宅部分

(A) （略）

る 審 査

額とし、住宅部分及び非住宅部分を有する建築物の非住宅部分のみを申請するときの手数料の額は当該非住宅部分の床面積の合計を一の建築物の申請の場合における非住宅部分の床面積の合計とみなして算出した額とし、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画に同条第3項各号に掲げる事項が記載されているときの手数料の額は申請建築物（同項に規定する申請建築物をいう。）の部分に係る額及び他の建築物の部分に係る額を合算した額とし、共同住宅の一の建築物の申請のときの手数料の額は住戸部分の額に共用部分の額を加算した額（ただし、共用部分が存在しないとき又は共用部分を除くときは、当該共用部分の額は加算しない。）とする。

(1) 申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として市長が定めるものが提出された場合

ア （略）

イ ア以外の建築物

(7) （略）

(1) 一の建築物の申請の場合

A （略）

B 非住宅部分

(A) （略）

(B) 当該部分 1 件 16,700円

の床面積の につ

合計が 300 き

平方メートル

字句の改正

字句の改正

(B)の追加

(B) 当該部分 1件 27,100円

の床面積の につ

合計が 300 き

平方メー

ル 以 上

2,000 平方

メートル未

満のもの

(C)から (F)まで

(2) (1)以外の場合

ア (略)

イ ア以外の建築物

(ア) (略)

(イ) 一の建築物の申請の場合

A (略)

B 非住宅部分

(A) モデル建物法による場合

a (略)

ル 以 上
1,000 平 方
メートル未
満のもの

(C) 当該部分 1 件 27,100円
の床面積の につ
合 計 が き

1,000 平 方
メートル以
上 2,000 平
方メートル
未満のもの

(D)から (C)まで

(2) (1)以外の場合

ア (略)

イ ア以外の建築物

(7) (略)

(1) 一の建築物の申請の場合

A (略)

B 非住宅部分

(A) モデル建物法 (省令第1条
第1項第1号ロ、第10条第1
号イ(2)及び同号ロ(2)に規定す
る基準による評価の方法をい
う。102の項において同
じ。)による場合

a (略)

b 当該部 1 件 110,700円

分の床面 につ
積の合計 き
が300平
方メート
ル 以 上
1,000平

(B)の繰下げ

字句の改正

(C)から (F)までの
繰下げ

字句の追加

bの追加

b 当該部 1件 145,700円

分の床面 につ

積の合計 き

が 300平

方メートル

ル 以上

2,000平

方メートル

ル未満の

もの

cからfまで

(B) 標準入力法等による場合

a (略)

方メートル

ル未満の

もの

c 当該部 1 件 145,700円

分の床面 につ

積の合計 き

が 1,000

平方メー

トル以上

2,000 平

方メートル

ル未満の

もの

d から e まで

(B) 標準入力法等 (省令第 1 条

第 1 項第 1 号イ、第 10 条第 1

号イ (I) 及び同号ロ (II) に規定す

る基準による評価の方法をい

う。102 の項において同

じ。) 並びに省令第 1 条第 1

項第 1 号ただし書及び第 10 条

第 1 号ただし書に規定する国

土交通大臣がエネルギー消費

性能を適切に評価できる方法

と認める方法による場合

a (略)

b 当該部 1 件 284,400円

分の床面 につ

積の合計 き

が 300 平

方メートル

ル以上

1,000 平

方メートル

b の繰下げ

字句の改正

c から f までの
繰下げ。字句の
追加

b の追加

			<p>b 当該部 1 件 367,100円 分の床面 につ 積の合計 き が <u>300 平</u> <u>方メートル</u> <u>以上</u> 2,000 平 方メートル未満の もの c から f まで</p>
102	建築物 のエネルギー 消費性能の向 上に関する法 律第31 条第1 項の規 定に基 づく建 築物エ ネルギー消費 性能向 上計画 の変更 の認定 の申請 に対す	建築 物エ ネル ギー 消費 性能 向上 計画 の変 更の 認定 申請 手数 料	<p>次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次 に掲げる額（申請に併せて建築物のエネ ルギー消費性能の向上に関する法律第31 条第2項において準用する同法第30条第 2項の規定による申出があった場合にお いては、一の建築物について48の3の項 に掲げる額（申請に係る計画に特定建築 基準適合審査をする部分が含まれる場合 においては当該部分ごとに33の2の項に 掲げる額の手数料を、建築基準法第87条 の4に規定する昇降機に係る部分が含ま れる場合においては当該昇降機1基につ いて48の7の項又は48の8の項に掲げる 額の手数料を加えた額）の手数料を加え た額）。この場合において、一の建築物 の申請のときの手数料の額は住宅部分及 び非住宅部分が存在するときはこれらの 額を合算した額とし、同一の建築物にお いて住戸ごとの申請と一の建築物の申請 とを同時にするときの手数料の額は一の 建築物の申請のときにより算出した額と</p>

			<p style="text-align: center;">ル未満の もの</p> <p style="text-align: center;">c 当該部 1 件 367,100円 分の床面 につ 積の合計 き が <u>1,000</u> <u>平方メー</u> <u>トル以上</u> 2,000 平 方メート ル未満の もの</p> <p style="text-align: center;">dからgまで</p>	<p>bの繰下げ</p> <p>字句の改正</p>
102	建築物 のエネルギー 消費性能の向 上に関する法 律第36 条第1 項の規 定に基 づく建 築物エ ネルギー 消費能 向上計 画の変 更の認 定の申 請に対 す	建築 物エ ネル ギー 消費 性能 向上 計画 の変 更の 認定 申請 手数料	<p>次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項において準用する同法第35条第2項の規定による申出があった場合においては、一の建築物について48の3の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに33の2の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について48の7の項又は48の8の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額）。この場合において、一の建築物の申請のときの手数料の額は住宅部分及び非住宅部分が存在するときはこれらの額を合算した額とし、同一の建築物において住戸ごとの申請と一の建築物の申請とを同時にするときの手数料の額は一の建築物の申請のときにより算出した額と</p>	<p>cからfまでの 繰下げ</p> <p>字句の改正 字句の改正</p> <p>字句の改正</p>

る審査

し、住宅部分及び非住宅部分を有する建築物の非住宅部分のみを申請するときの手数料の額は当該非住宅部分の床面積の合計を一の建築物の申請の場合における非住宅部分の床面積の合計とみなして算出した額とし、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画に同条第3項各号に掲げる事項が記載されているときの手数料の額は当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更を行う建築物の部分に係る額を合算した額（当該変更において、他の建築物として同項各号に掲げる事項を新たに記載するときの当該他の建築物の部分に係る額は101の項の規定により算出した額）とし、共同住宅の一の建築物の申請のときの手数料の額は住戸部分の額に共用部分の額を加算した額（ただし、共用部分が存在しないとき又は共用部分を除くときは、当該共用部分の額は加算しない。）とする。

(II) 申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として市長が定めるものが提出された場合

ア (略)

イ ア以外の建築物

(ア) (略)

(イ) 一の建築物の申請の場合

A (略)

B 非住宅部分

(A) (略)

る審査

し、住宅部分及び非住宅部分を有する建築物の非住宅部分のみを申請するときの手数料の額は当該非住宅部分の床面積の合計を一の建築物の申請の場合における非住宅部分の床面積の合計とみなして算出した額とし、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画に同条第3項各号に掲げる事項が記載されているときの手数料の額は当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更を行う建築物の部分に係る額を合算した額（当該変更において、他の建築物として同項各号に掲げる事項を新たに記載するときの当該他の建築物の部分に係る額は101の項の規定により算出した額）とし、共同住宅の一の建築物の申請のときの手数料の額は住戸部分の額に共用部分の額を加算した額（ただし、共用部分が存在しないとき又は共用部分を除くときは、当該共用部分の額は加算しない。）とする。

(II) 申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として市長が定めるものが提出された場合

ア (略)

イ ア以外の建築物

(ア) (略)

(イ) 一の建築物の申請の場合

A (略)

B 非住宅部分

(A) (略)

字句の改正

字句の改正

(B) 当該部分 1件 19,100円
の床面積の につ
合計が 300 き
平方メート
ル 以 上
2,000 平方
メートル未
満のもの

(C)から (F)まで

(2) (1)以外の場合

ア (略)

イ ア以外の建築物

(ア) (略)

(イ) 一の建築物の申請の場合

A (略)

B 非住宅部分

(A) モデル建物法による場合

a (略)

(B) 当該部分 1 件 11,800円

の床面積の につ
合計が 300 き
平方メート
ル 以 上
1,000 平方
メートル未
満のもの

(B)の追加

(C) 当該部分 1 件 19,100円

の床面積の につ
合 計 が き
1,000 平方
メートル以
上 2,000 平
方メートル
未満のもの

(B)の線下げ

字句の改正

(D)から(C)まで

(C)から(F)までの
線下げ

(2) (I)以外の場合

ア (略)

イ ア以外の建築物

(ア) (略)

(イ) 一の建築物の申請の場合

A (略)

B 非住宅部分

(A) モデル建物法による場合

a (略)

b 当該部 1 件 77,600円

分の床面 につ
積の合計 き
が 300 平
方メート
ル 以 上
1,000 平
方メート

b の追加

b 当該部 1 件 102,100円

分の床面 につ

積の合計 き

が 300 平

方メートル

ル 以上

2,000 平

方メートル

未満の

もの

c から f まで

(B) 標準入力法等による場合

a (略)

b 当該部 1 件 257,100円

分の床面 につ

積の合計 き

ル未満の
もの

c 当該部 1 件 102,100円

分の床面 につ
積の合計 き

が 1,000

平方メー

トル以上

2,000 平

方メート

ル未満の

もの

d から g まで

(B) 標準入力法等並びに省令第

1 条第 1 項第 1 号ただし書及

び第 10 条第 1 号ただし書に規

定する国土交通大臣がエネル

ギー消費性能を適切に評価で

きる方法と認める方法による

場合

a (略)

b 当該部 1 件 199,200円

分の床面 につ

積の合計 き

が 300 平

方メート

ル以上

1,000 平

方メート

ル未満の

もの

c 当該部 1 件 257,100円

分の床面 につ

積の合計 き

b の繰下げ

字句の改正

c から f までの
繰下げ。字句の
追加

b の追加

b の繰下げ

			<p>が <u>300 平方メートル</u> 以上 2,000 平方メートル未満のもの <u>c</u> から <u>f</u> まで</p>
103	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料	<p>次の (1) 及び (2) に掲げる区分に応じて、次に掲げる額。この場合において、住宅部分及び非住宅部分が存在するときは、これらの額を合算した額とし、共同住宅の一の建築物の申請のときの手数料の額は、性能基準又はフロア入力法によることに限り住戸部分の額に共用部分の額を加算した額（ただし、共用部分が存在しないとき又は共用部分を除くときは、当該共用部分の額は加算しない。）とし、仕様基準によることに限り共用部分の額を加算しない額とする。</p> <p>(1) 申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを示す書類として市長が定めるものが提出された場合</p> <p>ア (略)</p> <p>イ ア以外の建築物</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(1) 非住宅部分</p> <p>A (略)</p>

			<p>が <u>1,000</u> 平方メー トル以上 2,000 平 方メート ル未満の もの d から g まで</p>	<p>字句の改正</p> <p>c から f までの 繰下げ</p> <p>字句の改正</p> <p>B の追加</p>
103	建築物 のエネルギー 消費性能の向 上に関する法 律第41 条第2 項の規 定に基 づく建 築物エ ネルギー消 費性能基 準に適 合して いる旨 の認定 の申請 に対す る審査	建築 物エ ネル ギー 消費 性能 基準 に適 合し てい る旨 の認 定申 請手 数料	<p>次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額。この場合において、住宅部分及び非住宅部分が存在するときは、これらの額を合算した額とし、共同住宅の一の建築物の申請のときの手数料の額は、性能基準又はフロア入力法によるときに限り住戸部分の額に共用部分の額を加算した額（ただし、共用部分が存在しないとき又は共用部分を除くときは、当該共用部分の額は加算しない。）とし、仕様基準によるときに限り共用部分の額を加算しない額とする。</p> <p>(1) 申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを示す書類として市長が定めるものが提出された場合</p> <p>ア (略)</p> <p>イ ア以外の建築物</p> <p>㊦ (略)</p> <p>㊧ 非住宅部分</p> <p>A (略)</p> <p>B <u>当該部分の 1 件 16,700円</u> <u>床面積の合計 につ</u> <u>が300平方メ</u> <u>ートル以上</u></p>	

B 当該部分の 1 件 27,100円
床面積の合計 につ
が 300平方メ き
ートル以上
2,000平方メ
ートル未満の
もの

CからFまで

(2) (i)以外の場合

ア (略)

イ ア以外の建築物

(ア) (略)

(イ) 非住宅部分

A モデル建物法 (一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物を用いて評価する方法をいう。) による
場合

(A) (略)

(B) 当該部分 1 件 145,700円
の床面積の につ
合計が 300 き
平方メート

ル以上
2,000平方
メートル未
満のもの

(C)から(F)まで

B 標準入力法等（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量を用いて評価する方法をいう。）による場合

(A) (略)

(B) 当該部分 1件 367,100円
の床面積の
合計が300き
平方メー
ル以上
2,000平方
メートル未
満のもの
(C)から(F)まで

104	建築物のエネルギー消費性能の向上に関	建築物エネルギー消費性能	次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額。この場合において、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令第4条第1項に規定する内部の間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外
-----	--------------------	--------------	--

104	建築物 のエネルギー 消費性能の向 上に関	建築 物工 ネル ギー 消費 性能	<p>メートル以 上 2,000 平 方メートル 未満のもの (D)から (C)まで</p> <p>B 標準入力法等及び省令第1条 第1項第1号ただし書に規定す る国土交通大臣がエネルギー消 費性能を適切に評価できる方法 と認める方法による場合</p> <p>(A) (略)</p> <p>(B) 当該部分 1 件 284,400円 の床面積の につ 合計が 300 き 平方メート ル 以 上 1,000 平方 メートル未 満のもの</p> <p>(C) 当該部分 1 件 367,100円 の床面積の につ 合 計 が き 1,000 平方 メートル以 上 2,000 平 方メートル 未満のもの (D)から (C)まで</p> <p>次の (1)及び (2)に掲げる区分に応じて、次 に掲げる額。この場合において、建築物 のエネルギー消費性能の向上に関する法 律施行令第4条第1項に規定する内部に 間仕切壁又は戸を有しない階又はその一 部であって、その床面積に対する常時外</p>	<p>(C)から (F)までの 繰下げ。字句の 改正</p> <p>(B)の追加</p> <p>(B)の繰下げ</p> <p>字句の改正</p> <p>(C)から (F)までの 繰下げ</p>
-----	--------------------------------	----------------------------------	---	--

する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更にして、いることの証明

確保計画の変更が軽微な変更にして、いることの証明手数料

気に開放された開口部の面積の合計の割合が20分の1以上であるものに該当する部分を有するときの手数料の額は当該部分を含む非住宅部分の床面積の合計により算定した額とし、特定建築行為に該当する増築又は改築を行うときの手数料の額は当該増築又は改築に係る部分の床面積に応じて算出した額とする。

(1) 建築物の非住宅部分の用途が工場等のみの場合

ア 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの

イからオまで

(2) 建築物の非住宅部分の用途が(1)以外の場合

ア モデル建物法による場合

(7) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの

する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更にして、当該規定によることの証明

確保計画の変更が軽微な変更にして、当該規定によること
の証明手数料

気に開放された開口部の面積の合計の割合が20分の1以上であるものに該当する部分を有するときの手数料の額は当該部分を含む非住宅部分の床面積の合計により算定した額とし、特定建築行為に該当する増築又は改築を行うときの手数料の額は当該増築又は改築に係る部分の床面積に応じて算出した額とする。

(1) 建築物の非住宅部分の用途が工場等のみの場合

ア 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの

イ 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの

ウからオまで

(2) 建築物の非住宅部分の用途が(1)以外の場合

ア モデル建物法による場合

(ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの

(イ) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000

アの追加

アの繰下げ
字句の改正

イからオまでの
繰下げ

(ア)の追加

(イ)の繰下げ

字句の改正

		<p>方メートル未満 のもの <u>(イ)</u>から<u>(オ)</u>まで イ 標準入力法等による場合</p> <p><u>(ア)</u> 当該部分の床 1 件 257,100円 面積の合計が につ <u>300平方メート</u> き <u>ル</u>以上2,000平 方メートル未満 のもの <u>(イ)</u>から<u>(オ)</u>まで</p>
105 (略)		

付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(提案理由)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第4号）の施行に伴い、所要の改正をするものである。

		<p>平方メートル未 満のもの</p> <p><u>㉔</u>から<u>㉕</u>まで</p> <p>イ <u>標準入力法等及び省令第1条第1 項第1号ただし書に規定する国土交 通大臣がエネルギー消費性能を適切 に評価できる方法と認める方法によ る場合</u></p> <p><u>㉖</u> 当該部分の床 1 件 199,200円 面積の合計が <u>につ 300平方メー ト ル以上1,000平 方メートル未満 のもの</u></p> <p><u>㉗</u> 当該部分の床 1 件 257,100円 面積の合計が <u>につ 1,000平方メー き トル以上2,000 平方メートル未 満のもの</u></p> <p><u>㉘</u>から<u>㉙</u>まで</p>	<p><u>㉔</u>から<u>㉕</u>までの 繰下げ。字句の 追加</p> <p><u>㉖</u>の追加</p> <p><u>㉗</u>の繰下げ 字句の改正</p> <p><u>㉔</u>から<u>㉕</u>までの 繰下げ</p>
105	(略)		